



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター
代表者役職名 代表取締役社長 分林 保弘
(コード番号：2127 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理本部長 榎木 孝麿
T E L 03-5220-5454

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 19 年 6 月 20 日開催予定の第 16 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められているので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第6条に自己株式の取得の規定を新設するものであります。
- (2) 当社株式が平成18年10月10日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第8条について所要の変更を行うものであります。
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため定款第13条に株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設しようとするものであります。
- (4) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合において監査役に就任する補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、定款第32条第3項の新設により、補欠監査役の選任の効力を4年としようとするものであります。また、同第4項の新設により、補欠監査役が監査役に就任した場合には退任監査役の任期を引継ぐものとする旨規定し実務上の有効性・効率性を確保しようとするものであります。
- (5) 当社は本株主総会終結時をもって会社法第2条第6号に定める大会社となり同法第328条第1項により会計監査人設置会社となりますので、定款第40条乃至第43条に会計監査人に関する規定を新設しようとするものであります。
- (6) その他、会社法の用語にあわせた変更等を適宜行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 20 日
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 20 日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は 120,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の発行) 第6条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第17条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条～第29条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第30条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第31条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は 120,000 株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行) 第7条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第32条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第40条 当社は会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) 第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (現行どおり)</p>